

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

Oct. 2008

なごみ便り

www.101dog.co.jp

政管健保は「協会けんぽ」に変わりました

中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険(政府管掌健康保険)は、国(社会保険庁)で運営していましたが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなりました。

被保険者証は引き続き使用できます。

平成20年10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された方や被保険者証の再交付の手續をされた方には、協会から新たな被保険者証が発行されます。

従前から政府管掌健康保険に加入されていた方には10月以降順次新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまでは引き続き医療機関等で使用できます。

保険給付の内容は変わりません。

医療機関で受診された場合の自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担限度額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件など、健康保険の給付の内容は協会設立後もこれまでと変わりません。

本年10月の保険料は変わりません。

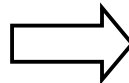
本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、平成20年9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。

なお平成21年秋ごろに都道府県毎に地域の医療費の反映した保険料率を設定することとなります。(全国統一の保険料率ではなくなります)

各種申請等の窓口が一部変わります

適用・徴収関係

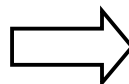
健康保険の加入や保険料の納付等に関する手續



社会保険事務所
(これまでと同様)

給付関係

健康保険の給付や任意継続等に関する手續



協会の各都道府県支部

被保険者資格取得の手續について

届出の受付・処理は従来どおり社会保険事務所にて行い、標準報酬決定通知書が発行されますが、健康保険被保険者証は協会から交付(事業所へ送付)されます。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

厚生年金保険料率改定

平成 20 年 9 月分から厚生年金保険料率が変わりました

平成 20 年 9 月分(同年 10 月納付分)から平成 21 年 8 月分(同年 9 月納付分)までの保険料率は次のように改定されます。(各従業員の方の保険料については、保険料額表をご覧ください。)

一般被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	現行 14.996%	平成 20 年 9 月から 15.350%
----------------------------	---------------	--------------------------

保険料を法定どおり翌月控除されている場合は、10 月に支給する給与から新保険料の控除を行うこととなります。保険料を当月控除されている場合は、9 月に支給する給与から新保険料の控除を行ってください。

<会社での保険料徴収区分について>
当月徴収・・・9 月分(10 月納付期限)の社会保険料を 9 月に支給される給与から控除している場合
翌月徴収・・・9 月分(10 月納付期限)の社会保険料を 10 月に支給される給与から控除している場合
(通常はこちらになります)

最低賃金変更

地域別最低賃金が改正されます

最低賃金は、事業場で働くすべての労働者(パートタイマー、アルバイト等を含む。)と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。(一部の産業については、下記の金額より高い額が定まっています。)

また、支給賃金と比較する際は、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

地域	最低賃金時間額【円】	発効予定年月日
大阪	748	平成 20 年 10 月 18 日
兵庫	712	平成 20 年 10 月 22 日
京都	717	平成 20 年 10 月 25 日
東京	766	平成 20 年 10 月 19 日

賃金額の変更など、不明な点がございましたらご相談ください。

賞与分配シミュレーション

賞与の算出方法でお困りではありませんか??

当事務所では、賞与の支給額シミュレーションサービスを提供しております。

賞与の総額を 10 項目の考課結果により能率配分し、または基本給や前年度賞与により定率配分する等、個人別賞与額のシミュレーションを行います。考課項目は従業員の勤勉さ・売上高・欠勤日数・仕事の速さ・知識・積極性・遅刻早退・前回賞与などお客様に合わせて自由に設定することができます。

毎回、賞与の金額で悩まれている事業主様、ぜひご相談ください。

(文章担当: 免山)

～利益UP大作戦!!～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方!!!

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします!我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください!!!

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117